

府監第1692号
平成 20 年 12 月 17 日

請求人 様

大阪府監査委員	梅 本	憲 史
同	谷 口	昌 隆
同	磯 部	洋
同	赤 木	明 夫
同	京 極	俊 明

住民監査請求について(通知)

平成 20 年 11 月 28 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『(請求の主旨)

橋下知事が市町村別学力調査結果の情報を公表したのは、職権の範囲外で違法である。よって橋下知事に対し、情報開示にかかったコピー代、計 720 円を大阪府に返還するよう求めます。

(請求人の主張)

橋下知事は「学力非常事態宣言」を発令されました。しかし大阪府が最も問題とされている治安、つまり「治安非常事態宣言」を発令されていません。大阪府の治安の悪さは他の都道府県と比べても抜きん出ており、宣言の優先順位が違うのではないかと主張する。

つまり戦場で学力を上げろと言われても子供たちには酷である。また、給料を下げるから子供たちの学力を上げろと言われても教師たちには酷である。

橋下知事は地方分権・地域教育を理想としているが、市町村別学力調査結果を公表しない市町村は予算を減らすと発言するなど、まさに権力の横暴で橋下知事が掲げる理想と矛盾している。まるで日本を大阪府橋下知事集権体制にするのではないかと危惧してしまいたくなる。』

2 地方自治法第 242 条第 1 項の要件に係る判断

(1) 地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法

若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定において請求の対象となる当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」という。)とは、公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課又は徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実とされている。

(2) 請求人は、知事が市町村別学力調査結果の情報を公表したのは、職権の範囲外で違法であり、知事に対し情報開示にかかったコピー代(計 720 円)を府に返還するよう求めることを請求の主旨としている。

しかしながら、請求人の指摘するコピー代 720 円は府の歳入であることから、法第 242 条第1項に規定する財務会計行為等に該当しない。

3 結論

以上のとおり、本件住民監査請求は、法第 242 条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。